

一般社団法人広島県医師会 臨床研究倫理審査委員会規程

2017年12月5日 施行

2021年7月1日 改正

(目的)

第1条

一般社団法人広島県医師会（以下「本会」という）は、本会会員が実施する臨床研究を適正に推進するために、「ヘルシンキ宣言」の倫理的原則に則り、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（以下「生命科学・医学系指針」という）に基づいて、本会に有識者からなる一般社団法人広島県医師会臨床研究倫理審査委員会（以下「委員会」という）を設置し、その事務遂行のために一般社団法人広島県医師会臨床研究倫理審査委員会規程（以下「本規程」という）を定める。

(定義)

第2条

本規程における各用語の定義は、特に定める場合を除き、「生命科学・医学系指針」の定めるところによる。

(責務)

第3条

委員会は、本会に属する会員が研究責任者もしくは研究分担者として参画する研究についての実施の適否等について審査を依頼されたとき、この指針に基づき、倫理的観点及び科学的観点から、当該研究に係る研究機関及び研究者等の利益相反に関する情報も含めて中立的かつ公正に審査を行い、必要な意見を研究責任者に述べるものとする。

(組織)

第4条

委員会は、本会会長が指名する者をもって組織する。

(事務)

第5条

委員会の事務局を本会に置く。

(開催頻度)

第6条

委員会は、原則として月1回開催する。なお、本会会長から緊急に意見を求められた場合には随時委員会を開催することができる。

(雑則)

第7条

第3条(責務)、第4条(組織)、第5条(事務)、第6条(開催頻度)に関して、各条に定めるものの他、各条の施行に必要な事項は、臨床研究倫理審査委員会業務手順書に定める。

(改廃)

第8条

本規程の改廃は本会会長が行う。

附則

この規程は、2017年12月5日から施行する。

附則

この規程は、2021年7月1日から施行する。